

日本フットケア・足病医学会認定制度施行(フットケア・足病治療認定師)細則

2025 年 4 月 16 日 制定

第 1 章 運営

第 1 条 日本フットケア・足病医学会認定制度規則の施行にあたり，規則に定めた以外の事項については，施行細則の規定に従うものとする。

第 2 章 目的と役割

第 2 条 足病保有者の QOL 向上のため、足病の治療・ケア・予防などに必要な適切な医療的知識を習得し、多職種連携を積極的に実践できる人材を育成することを目的とする。

第 3 条 足病保有者への治療とケアの実践者、Gate Keeper としての役割を果たすことを役割とする

第 3 章 認定委員会

第 4 条 認定委員会（以下委員会と略す）の委員長（以下委員長と略す）は理事長が指名する。

第 5 条 委員会の委員は委員長が原則として評議員の中から選任する。

第 6 条 委員会の委員数は 20 名以内とする。

第 7 条 委員会の委員の任期は 2 年とし再任をさまたげない。ただし引き続いて 6 年を超えることはできない。

第 8 条 委員会の委員に欠員が生じたときは委員長が委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条 委員会は，委員総数の過半数以上の委員の出席を要し，議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

第 10 条 委員会の委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第 11 条 委員会の事務は日本フットケア・足病医学会事務局において行う。

第 4 章 フットケア・足病治療認定師申請資格および申請書類

第 12 条 フットケア指導士の認定資格を有するものはフットケア・足病治療認定師（以下認定師と略す）申請資格を有する。ただし、日本看護協会認定看護師（皮膚・排泄ケア、糖尿病看護、腎不全看護、透析看護）の資格を取得している場合は、フットケア指導士の認定証を有さずとも、認定師申請資格を有する。

第 13 条 認定師資格の申請を希望する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定申請書（様式 1）と所定の審査料
- 2) 免許証（医師，看護師，准看護師，薬剤師，栄養士，管理栄養士，理学療法士，作業療法士，介護福祉士，義肢装具士，臨床検査技師，診療放射線技師，臨床工学技士）の写し
- 3) 履歴書（様式 2）
- 4) 医療歴証明書ⅠまたはⅡ（様式 3-1 または様式 3-2）
- 5) 症例の記録（様式 4） ※写真はカラーとする。
- 6) 業績目録（施行細則第 3 章 第 12 条の注 2）注 3）を参照）（様式 5）
- 7) 日本フットケア・足病医学会学術集会参加証 3 枚（学術参加証のコピーでも可）（様式 6 の用紙に添付）
- 8) 認定師セミナー受講修了証（様式 7 の用紙に添付）
認定師セミナーとは、令和 6 年（2024 年）より日本フットケア・足病医学会が主催して行う日本フットケア・足病医学会公認認定師セミナーである。申請者はこのセミナーを受講し、その受講修了証（コピー可）を提出しなければならない。
*2027 年までは旧認定師セミナーの受講証での申請を認める。
- 9) 業績年次報告は日本フットケア・足病医学会定款第 7 章 第 38 条により毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までを通年とする。

第 14 条 各職種が提出する症例の記録および必要とする症例数は以下である。なお、新規申請時のみ 4 年以内の記録とする。

- 1) 看護師：足病発症の危険因子を有する患者における足病の予防計画（危険要因の抽出，予防策の立案・実施・評価）を記載した予防記録（5 症例），および，足病を有する患者の治療過程（創環境の整備録，教育指導録）を記載した医療記録（5 症例）
- 2) 薬剤師：足病を有する患者における足病治療薬・創傷被覆材の選定記録，薬効などの評価録，副作用の抽出録，薬剤管理指導録，などを記載した医療記録（10 症例）
- 3) 管理栄養士：足病を有する患者もしくは足病発症の危険因子を有する患者の栄養管理録（いわゆる栄養ケアマネジメント録）を記載した医療記録（10 症例）
- 4) 医師：足病を有する患者の足病治療過程（保存的治療，外科的治療，その他）を記載した医療記録（10 症例）
- 5) 理学療法士：足病発症の危険因子を有する患者における足病の予防計画（危険要因の抽

出、予防策の立案・実施・評価）を記載した医療記録、または足病を有する患者の足病発生状況の推測とその対応を記載した医療記録のいずれか（10 症例）

6) 作業療法士：足病発症の危険因子を有する患者における足病の予防計画（危険要因の抽出、予防策の立案・実施・評価）を記載した医療記録、または足病を有する患者の足病発生状況の推測とその対応を記載した医療記録（10 症例）

7) 義肢装具士：足病を有する患者もしくは足病発症の危険因子を有する下肢の保護・矯正・補填を目的とした装具もしくは治療的装具作成記録（10 症例）

8) 臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士：足病を有する患者における現症と臨床経過、および必要な各種臨床検査内容を記載した医療記録（10 症例）

注 1) 予防計画を記載した医療記録は 1 症例につき 1 人の申請者しか適用されない。足病を有する患者の医療記録において、同一症例の同一部位は 1 人の申請者の記録としてのみ適用される。部位が異なる場合はこの限りではない。また職種が異なる申請者もこの限りではない。

注 2) 足病に関する論文（筆頭）をもって注 1) の申請症例に代える事ができる。執筆（筆頭）1 編を 2 症例とする。

注 3) 注 2) で代替する症例は、併せて 5 症例を越えてはならない。

第 5 章 フットケア・足病治療認定師の資格更新申請書類

第 15 条 認定師の資格更新を申請する者は、認定資格の有効期間満了年度の締め切り日までに申請をすること。通常年度末となるが正確な情報は学会ホームページ上で確認したうえで次の各項に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

また、認定、更新のために必要な単位の取得などの実績を「取得見込み」で申請する場合は、後日単位取得後に証明書を提出することとし、万一年度末までに履修できなかった場合は、認定・更新の資格は失効となる。

1) 認定師更新申請書（様式 8）

2) 履歴書（様式 2）

3) 業績目録（様式 9）

4) 業績年次報告は日本フットケア・足病医学会定款第 7 章 第 38 条により毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までを通年とする。

第 16 条 満 65 歳以上の認定資格更新者については前条 2) 履歴書と 3) 業績目録の提出および第 17 条の更新審査料を免除する。

第 6 章 審査料および登録料

第 17 条 審査料は、次の如くである。

認定師認定審査料 10,000 円

認定師更新審査料 10,000 円

第 18 条 既納の審査料は，返却しない。

第 19 条 登録料は，次の如くである。

認定師認定登録料 10,000 円

認定師更新登録料 10,000 円

第 20 条 既納の登録料は返却しない。

第 7 章 審査の時期および申請先

第 21 条 委員会は，認定資格の認定および更新を申請する時期，その他について，実施 6 ヶ月前に公示し，全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第 22 条 申請先および手数料納付先は，日本フットケア・足病医学会事務局である。

第 8 章 附則

- 1.この細則は，2025 年 4 月 16 日より施行する。
- 2.この細則は，委員会の議決を経て，理事会の承認を得なければ変更できない。